

# 資 料 編



# 1 計画策定の経過〈令和2（2020）年度〉

月 日	会議名等	審議内容等
令和2(2020) 年5月19日	第1回三郷市介護保険 運営協議会（書面開催）	①第8期介護保険事業計画の諮問、 ②懇話会立ち上げ説明、③策定スケジュール、 ④地域密着型サービス
6月23日	第1回三郷市高齢者保健 福祉計画策定検討懇話会 （書面開催）	①基本指針案、②理念の変更、 ③日常生活圏域の継続、 ④重点取組の設定
6月30日	第1回三郷市高齢者保健福祉 計画等策定関係行政協議会	①市の現状、 ②基本指針案、 ③骨子案1
7月29日	第2回三郷市高齢者保健 福祉計画策定検討懇話会 （書面開催）	①行政協議会の報告、②困難事例の紹介 ②骨子案2の提示、 ③理念3案の提示
8月18日	第2回三郷市介護保険 運営協議会	①決算報告、②補正予算
8月25日	第2回三郷市高齢者保健福祉 計画等策定関係行政協議会	①検討懇話会の報告、②基本指針案（改）、 ③素案1の提示、 ④介護保険事業の実績報告
10月12日	第3回三郷市高齢者保健 福祉計画策定検討懇話会	①アンケート調査結果、②素案2の提示、 ③策定スケジュール
11月17日	第3回三郷市介護保険 運営協議会（書面開催）	①条例改正（案）、②素案3、 ③第3回検討懇話会の意見対応、 ④策定スケジュール ⑤介護支援専門員等アンケート調査票
12月4日	行政連絡会議	①パブリック・コメントの実施
12月22日	政策会議	①パブリック・コメントの実施
令和3(2021) 年1月26日～ 2月24日	パブリック・コメントの 実施	ホームページ、市役所、14の公共施設 提出意見：2件
2月5日	第4回三郷市介護保険 運営協議会（書面開催）	①第1号被保険者介護保険料（案） ②介護施設等の基盤整備（案）
2月26日	第5回三郷市介護保険 運営協議会（書面開催）	①条例改正（案）、 ②当初予算（案）
2月26日	答申	①第8期介護保険事業計画への答申

## 2 規定・条例・規則

### (1) 三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会

○三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会規程

平成14年3月14日

告示第84号

(設置)

第1条 三郷市高齢者保健福祉計画の策定に関し幅広く市民の意見を聴くため、三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、三郷市高齢者保健福祉計画に関する事項について検討協議する。

(会員)

第3条 会員は、三郷市介護保険条例第2章に規定する介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の委員をもって充てる。

2 会員の任期は、当該計画の策定完了までとする。

(座長及び座長代理)

第4条 懇話会に座長及び座長代理を置き、それぞれ運営協議会の会長及び副会長をもって充てる。

2 座長は、懇話会を代表し、会議の議長となる。

3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、必要の都度、市長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、懇話会の会議に会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、福祉部長寿いきがい課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。

2 三郷市高齢化対策懇話会規程（平成10年告示第101号）は、廃止する。

附 則（平成20年3月21日告示第60号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

## (2) 三郷市介護保険運営協議会

○三郷市介護保険条例（抜粋）

平成12年3月18日

条例第18号

（介護保険運営協議会の設置）

第3条 介護保険事業の円滑かつ適切な運営のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第4条 協議会は、介護保険事業に関する事項について、市長の諮問に応じ審議する。  
2 前項に規定する諮問があるときは、協議会は、その都度会議を開き、速やかにこれについて市長に答申する。

（協議会の委員の定数）

第5条 協議会の委員（この条及び次条において「委員」という。）の定数は、10人以内とする。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 被保険者を代表する委員
- (2) サービス提供事業者を代表する委員
- (3) 学識経験を有する委員

（委員の委嘱等）

第6条 委員は、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員の身分を失う。
- 4 委員は、辞任しようとするときは、市長に届け出て、承認を得なければならない。
- 5 市長は、協議会の委員が欠けたときは、補欠の委員を委嘱するものとする。
- 6 委員は、再任されることを妨げない。

（規則への委任）

第7条 前4条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

## ○三郷市介護保険運営協議会規則

平成12年3月31日

規則第50号

改正 平成18年3月29日規則第9号

平成20年3月19日規則第8号

令和2年3月26日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、三郷市介護保険条例（平成12年条例第18号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、三郷市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員として在任する期間とする。

3 会長及び副会長は、辞任しようとするときは、協議会の承認を得なければならない。

4 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第3条 協議会は、会長がこれを招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(所掌事項の例示)

第4条 条例第4条に規定する介護保険事業に関する事項は、おおむね次のとおりとする。

(1) 介護保険事業計画の進行管理に関する事。

(2) 介護保険特別会計の運営状況に関する事。

(3) 介護保険基準該当サービスに関する事。

(4) 地域密着型サービスに関する事。

(資料の要求)

第5条 協議会は、必要な資料の提出を市長に求めることができる。

(市長等の出席)

第6条 協議会は、必要と認めるときは、市長及び関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議録の作成)

第7条 会長は、協議会の議事について、次に定める事項を記載した会議録を作成しなければならない。

(1) 招集日時及び会議場所

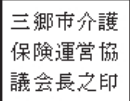
(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

(3) 議題及びその審議の経過

(4) その他会長が必要と認めた事項

- 2 会議録には、会長が署名しなければならない。
- 3 会長は、会議録の写しを添えて、会議の結果を市長に報告するものとする。  
(公印)

第8条 会長の公印は、次の表のとおりとする。

公印の名称	ひな形	寸法(ミリメートル)	印材	個数	用途
三郷市介護保険運営協議会 長之印		方18	木印	1	介護保険運営協議会 会長名をもって発 する文書用

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月29日規則第9号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日規則第8号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日規則第20号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

### (3) 三郷市高齢者保健福祉計画等策定関係行政協議会

○三郷市高齢者保健福祉計画等策定関係行政協議会規程

平成14年3月14日

訓令第5号

改正 平成14年4月22日訓令第19号

平成16年3月29日訓令第5号

平成18年3月10日訓令第3号

平成19年3月15日訓令第13号

平成20年3月21日訓令第2号

平成21年7月6日訓令第21号

平成22年3月12日訓令第5号

平成23年3月17日訓令第4号

平成26年3月28日訓令第7号

平成31年3月26日訓令第2号

令和2年3月26日訓令第4号

(設置)

第1条 三郷市高齢者保健福祉計画及び三郷市介護保険事業計画（以下「三郷市高齢者保健福祉計画等」という。）の策定に関し各部課の調整を図るため、三郷市高齢者保健福祉計画等策定関係行政協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項に関して協議検討する。

(1) 三郷市高齢者保健福祉計画等の策定に関すること。

(2) その他高齢者施策に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員（以下「構成員」という。）をもって組織する。

(会長)

第4条 会長は、福祉部長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(副会長)

第5条 副会長は、委員の中から会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第6条 委員は、次に掲げる者とする。

(1) 総務課長

(2) 企画調整課長

(3) 危機管理防災課長

(4) 財政課長

(5) 市有財産管理課長

- (6) 市民課長
- (7) 市民活動支援課長
- (8) 生活安全課長
- (9) 商工観光課長
- (10) スポーツ振興課長
- (11) 健康推進課長
- (12) 国保年金課長
- (13) ふくし総合支援課長
- (14) 生活ふくし課長
- (15) 長寿いきがい課長
- (16) 介護保険課長
- (17) 障がい福祉課長
- (18) 都市デザイン課長
- (19) 開発指導課長
- (20) 消防総務課長
- (21) 生涯学習課長
- (22) 前各号に定める者のほか、市長が指名する者  
(会議)

第7条 会長は、会議を招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要に応じ、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。  
(専門部会)

第8条 協議会に、協議会の所掌事項に関する専門的事項を調査及び研究するため、必要な専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の設置は、協議会が審議決定する。

3 部会長及び部会員は、第6条の委員及び職員の中から会長が指名する。

4 部会は、部会長が招集する。

5 部会長は、部会の会議の議長となり、調査及び研究した事項について、会長に報告しなければならない。

(任期)

第9条 構成員並びに部会長及び部会員の任期は、当該所管事項の審議の終了時までとする。

(庶務)

第10条 協議会及び部会の庶務は、福祉部長寿いきがい課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

2 三郷市高齢化対策関係行政協議会規程（平成10年訓令第7号）は、廃止する。



附 則（平成14年4月22日訓令第19号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月29日訓令第5号）抄  
（施行日）

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月10日訓令第3号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月15日訓令第13号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日訓令第2号）抄

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月6日訓令第21号）

この訓令は、平成21年7月6日から施行する。

附 則（平成22年3月12日訓令第5号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月17日訓令第4号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日訓令第7号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日訓令第2号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日訓令第4号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

### 3 三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会・ 介護保険運営協議会委員名簿

氏名	役職名	分野
◎青木 成夫	三郷市医師会 会長	学識経験者
○今澤 正夫	三郷市歯科医師会 会長	
田中 良夫	三郷市社会福祉協議会 理事	
佐藤 真人	三郷市薬剤師会	
須賀 翼	三郷中央法律事務所	
晝間 章	社会福祉法人 小鳩会 理事長	サービス提供事業者
佐久間 史晃	(株) R. E. M 代表取締役	
林 雄一	三郷市介護支援専門員連絡協議会代表	
佐藤 智子	第2号被保険者	被保険者の代表
丸山 敏子	第1号被保険者	

◎は会長、○は副会長

敬称略、順不同

## 4 第8期介護保険事業における基本指針の改正内容

本計画においては、国から示された以下の指針についても、留意して策定にしています。

### 1. 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- ・2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

### 2. 地域共生社会<sup>\*</sup>の実現

- ・地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

### 3. 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

- ・一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」についての記載
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
- ・自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示として就労的活動等について記載
- ・総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- ・保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載）
- ・在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
- ・要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
- ・PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

### 4. 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- ・住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定
- ・整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

## 5. 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

- ・認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱※に基づき記載（普及啓発の取組やチームオレンジ※の設置及び「通いの場」の拡充等について記載）
- ・教育等他の分野との連携に関する事項について記載

## 6. 地域包括ケアシステム※を支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- ・介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- ・介護現場における業務仕分けやロボット・ICT※の活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- ・総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
- ・要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- ・文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

## 7. 災害や感染症対策に係る体制整備

- ・近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載



※地域共生社会：社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

※認知症施策推進大綱5つの柱：「普及啓発・本人発信支援」、「予防」、「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」、「研究開発・産業促進・国際展開」の5つを具体的な施策としています。

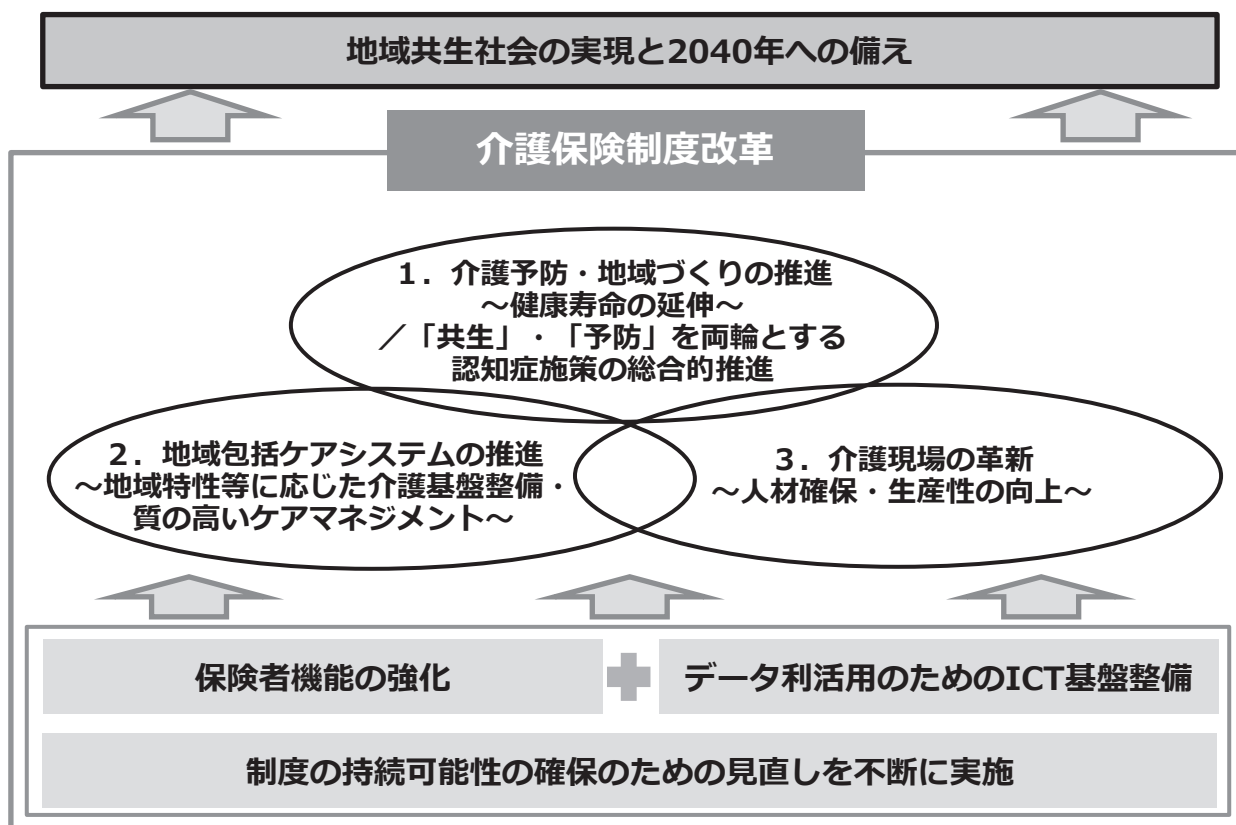
※チームオレンジ：地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるための取組をいいます

※地域包括ケアシステム：重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのことをいいます。

※ICT：「Information and Communication Technology」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを意味します。

## 5 介護保険制度の見直しについて

わが国では、2040年に介護サービスの需要の増加、多様化と現役世代の減少も顕著になることが予想されます。高齢者を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るため、2025年、2040年を見据えた介護保険制度の見直しが必要となります。



### I 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

#### 1. 一般介護予防事業等の推進

- 住民主体の通いの場の取組を一層推進
  - ・通いの場の類型化
  - ・ポイント付与や有償ボランティアの推進等による参加促進
  - ・地域支援事業の他の事業とも連携した効果的な実施
  - ・医療等専門職の効果的・効率的な関与
  - ・関連データも活用したPDCAサイクルに沿った取組の推進
  - ・通いの場に参加しない高齢者への対応

## 2. 総合事業

○より効果的に推進し、地域のつながり機能を強化

- ・事業の対象者の弾力化（要介護認定を受けた者）
- ・国がサービス価格の上限を定める仕組みの弾力化
- ・総合事業の担い手を確保するための取組の推進  
（有償ボランティアに係る謝金の支出、ポイント制度の創設）
- ・保険者機能強化推進交付金の活用等による市町村の取組、都道府県の市町村支援の促進
- ・就労的活動等を通じた地域とのつながり強化等のための環境整備

## 3. ケアマネジメント

○介護支援専門員（ケアマネジャー）がその役割を効果的に果たしながら質の高いケアマネジメントを実現できる環境を整備

- ・多分野の専門職の知見に基づくケアマネジメント（地域ケア会議の活用）
- ・インフォーマルサービスも盛り込まれたケアプランの作成推進
- ・公正中立なケアマネジメントの確保、ケアマネジメントの質の向上
- ・質の高いケアマネジャーの安定的な確保、ケアマネジャーが力を発揮できる環境の整備、求められる役割の明確化

## 4. 地域包括支援センター

○増加するニーズに対応すべく、機能や体制を強化

- ・センターの運営への保険者（市町村）の適切な関与
- ・センターと既存の社会資源との連携による地域の相談支援機能の強化
- ・介護予防ケアマネジメント業務の外部委託を行いやすい環境の整備
- ・保険者機能強化推進交付金の活用等によるセンター体制強化の推進

## Ⅱ 保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）

### 1. PDCAプロセスの推進

○保険者機能強化推進交付金の評価を活用しながら、実施状況を検証・取組内容を改善

- ・国や都道府県による市町村へのきめ細かな支援
- ・対応策の好事例の見える化・横展開

## 2. 保険者機能強化推進交付金

○介護予防や高齢者の活躍促進等を一層推進するため、抜本的に強化

- ・予算額の増額、安定的な財源の確保
- ・評価指標の見直し（成果指標の拡大、配分基準のメリハリ強化、判断基準の明確化）
- ・都道府県の市町村支援へのインセンティブ強化
- ・取組の達成状況の見える化の推進

## 3. 調整交付金

○後期高齢者の加入割合の違いに係る調整を精緻化

- ・要介護認定率により重み付けを行う方法から、介護給付費により重み付けを行う方法に見直し（見直しによる調整の範囲内で個々の保険者に一定の取組を求める）

## 4. データ利活用の推進

○介護関連のデータ（要介護認定情報、介護保険レセプト情報、VISIT、CHASE）の利活用のための環境を整備

- ・介護関連のデータの一体的活用、NDB等との連結解析を進めるための制度面・システム面での環境整備の推進
- ・基本チェックリストなど介護予防に係る情報の活用
- ・国や都道府県による市町村支援
- ・事業所の理解を得た上でのデータの収集によるデータ充実
- ・データ収集項目の充実の検討
- ・医療保険の個人単位被保険者番号の活用

## Ⅲ 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）

### 1. 介護サービス基盤、高齢者向け住まい

【今後の介護サービス基盤の整備】

○地域の実情に応じた介護サービス基盤整備

- ・高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた計画的な整備
- ・特養、老健、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、訪問介護等のそれぞれの役割・機能を果たしつつ、連携を強化しながらの整備
- ・都市部・地方部など地域特性を踏まえた整備
- ・高齢者向け住まい（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）の整備状況等も踏まえた整備
- ・「介護離職ゼロ」の実現に向けた施設整備・在宅支援サービスの充実、介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）も含めた基盤整備促進

## 【高齢者向け住まいの在り方】

- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するため、行政による現状把握と関与を強化
  - ・都道府県から市町村への有料老人ホームに関する情報の通知
  - ・未届けの有料老人ホームへの対応、介護サービス利用の適正化
  - ・事業者に係る情報公表の取組の充実
  - ・「外部の目」を入れる取組の推進（介護相談員等の活用）

## 【高齢者の住まいと生活の一体的支援の在り方】

- ・自宅と介護施設の間間的な住まい方の普及
- ・生活困窮者施策とも連携した住まいと生活の支援の一体的な実施

## 2. 医療・介護の連携

## 【総論】

- ・地域医療構想等と整合した介護サービス基盤整備
- ・中重度の医療ニーズや看取りに対応する在宅サービスの充実
- ・リハビリテーションの適時適切な提供
- ・老健施設の在宅復帰・在宅療養支援機能の推進

## 【介護医療院】

- 介護医療院への円滑な移行の促進
  - ・早期の意思決定支援、手続きの簡素化等移行等支援策の充実
  - ・医療療養病床からの移行等、介護医療院のサービス量を適切に見込むための方策を実施

## 【在宅医療・介護連携推進事業】

- 地域の実情に応じた取組の充実のための事業体系の見直し
  - ・認知症施策や看取りの取組を踏まえた見直し
  - ・切れ目のない在宅医療・介護の実現に関する目標の設定
  - ・都道府県による市町村支援（医師会等の関係機関との調整、情報発信、人材育成等）
  - ・PDCAサイクルに沿った取組の推進（指標の検討、地域包括ケア「見える化」システムの活用等）



## IV 認知症施策の総合的な推進

### 【総論】

- 認知症施策推進大綱に沿った施策の推進
  - ・介護保険事業計画に基づく取組の推進（介護保険法上の計画記載事項に認知症施策の総合的推進を位置付け）
  - ・他の施策との連携（他の計画との調和・連携）
  - ・「共生」「予防」の取組の推進（介護保険法上に大綱の考え方・施策を位置付け。「認知症」の規定の見直し）
  - ・認知症サポーターの養成、本人発信支援等の普及啓発の推進
  - ・地域で認知症サポーター等が活躍できる仕組みづくり（チームオレンジ）
  - ・認知症予防に資する可能性のある活動の推進
  - ・予防に関するエビデンスの収集・分析
  - ・早期発見・早期対応に向けた体制の質の向上、連携強化
  - ・認知症カフェ、家族教室、ピア活動等の介護者（家族）支援の推進

## V 持続可能な制度の構築・介護現場の革新

### 1. 介護人材の確保・介護現場の革新

#### 【総論】

- 新規人材の確保・離職の防止の双方の観点からの総合的な人材確保対策の推進
- 人材確保・生産性向上の取組を地域の実情に応じてきめ細かく対応していく体制整備、介護保険事業（支援）計画に基づく取組の推進
  - ・介護職員の更なる処遇改善の着実な実施
  - ・若者、潜在介護福祉士、元気高齢者等の多様な人材の参入・活躍の促進
  - ・働きやすい環境の整備・介護の魅力向上・発信・外国人材の受入環境整備
  - ・介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の取組の推進
  - ・経営の大規模化・協働化、事業所の連携による共同購入、人材確保・育成、事務処理の共同化
  - ・文書量削減「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の中間とりまとめ（令和元年12月4日）に沿って、指定申請、報酬請求、指導監査の文書等に関して、①簡素化、②標準化、③ICT等の活用等の取組を推進。
    - （※）介護保険法令とあわせて老人福祉法令に基づく手続き等にも整合的に対応
    - （※）専門委員会においてフォローアップを実施し取組を徹底

## 2. 給付と負担

### (1) 被保険者範囲・受給者範囲

介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討

### (2) 補足給付に関する給付の在り方

負担能力に応じた負担とする観点から、施設入所者に対する補足給付、ショートステイの補足給付及び補足給付の支援要件となる預貯金等の基準の精緻化を図る

### (3) 多床室の室料負担

介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設の機能や医療保険制度との関係も踏まえつつ、負担の公平性の関係から引き続き検討

### (4) ケアマネジメントに関する給付の在り方

利用者やケアマネジメントに与える影響を踏まえながら、自立支援に資する質の高いケアマネジメントの実現や他のサービスとの均衡等幅広い観点から引き続き検討

### (5) 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

総合事業の実施状況や介護保険の運営主体である市町村の意向、利用者への影響等を踏まえながら、引き続き検討

### (6) 高額介護サービス費

負担上限額を医療保険の高額療養費制度の負担上限額に合わせる

### (7) 「現役並み所得」「一定以上所得」の判断基準

利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討

### (8) 現金給付

現時点で導入することは適当ではなく、「介護離職ゼロ」の実現に向けた取組や介護者（介護）支援を推進

## その他の課題

### 1. 要介護認定制度

- 更新認定の二次判定で直前の要介護度と同じ要介護度と判定された者について、有効期間の上限を36か月から48か月に延長
- 認定調査を指定市町村事務受託法人に委託して実施する場合において、ケアマネジャー以外の専門的知識を有する者も実施可能とする

### 2. 住所地特例

- 住所地特例の対象施設と同一市町村にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすることについて、保険者の意見や地域密着型サービスの趣旨を踏まえて引き続き検討

## 6 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要

### ●改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

### ●改正の概要

#### 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

#### 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】

- ①認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ②市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する
- ③介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

#### 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ①介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求められることができると規定する。
- ②医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関

等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ①介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ②有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

●施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

## 7 諮問・答申

### 諮 問 書

三郷市介護保険運営協議会

会長 青木 成夫 様

第8期三郷市介護保険事業計画の策定について、下記のとおり諮問いたします。

#### 記

1. 保険給付の水準及び内容について
2. 保険料基準額について
3. 保険料段階について
4. 保険料及び利用料の軽減について
5. 地域支援事業について
6. 介護保険事業全般に係わる事項について

令和2年5月19日

三郷市長 木 津 雅 晟

三介運第 9 号  
令和3年2月26日

三郷市長 木津雅晟様

三郷市介護保険運営協議会  
会長 青木成夫

## 答 申 書

令和2年5月19日付けで諮問のあった第8期介護保険事業計画策定について、当協議会は協議の結果、次のとおり答申する。

## 答 申

### (1) 保険料基準額

給付費から算定した基準額は、6,051円であるが、介護保険給付費支払基金をはじめ、可能な範囲内で財源を活用し、介護保険料の軽減を図られたい。

### (2) 保険料段階

国の標準段階である9段階を基本としたうえで、第7期で設定した11段階を踏襲し、負担能力に応じた保険料設定とされたい。

### (3) 保険給付

計画に対し不足を生じないようにサービス事業所の整備に努められたい。

また、調査報告書の利用意向等を踏まえ、特別養護老人ホームをはじめとする施設整備を計画的に推進するとともに、地域密着型サービスについては、地域のニーズを把握し、公募等により整備されたい。

### (4) 利用料の軽減

利用料助成制度については、低所得者のサービス利用が困難にならないよう引き続き適正に実施されたい。

### (5) 地域支援事業

(ア) 医療と介護の依存度が増す後期高齢者の増加に対応するため、地域包括ケアシステムの推進の軸となる在宅医療・介護の連携、認知症施策の推進、生活支援体制の整備、介護予防の推進を関係機関と連携し、積極的に進められたい。

(イ) 特に介護予防・日常生活支援総合事業については、フレイル予防や、先進事例のある予防サービス等について、関係機関との連携を図り、多様なサービスの早期実現を図られたい。